

令和2年 第8回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和2年8月26日(水)				
開催場所				坂戸市役所 201 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 1 時56分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 3 時04分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 12名		欠席委員 7名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	欠席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	清水 定人	〃	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	〃	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	出席	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
	11	斉藤 喜作	〃					

※コロナウィルス感染予防のため最適化推進委員については出席抑制を行った。

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	
会議件名及び顛末			

会長 委員の皆様ご苦労様です。
現在の出席農業委員 11 人、欠席委員 0 人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第8回農業委員会
を開会いたします。

会長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。

議長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。

直ちに議事に入ります。

議長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、3番市川委員、5番中里委員を指名します。

議長 日程第2 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し
議題とします。

1番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件は、自宅の出入り口についての転用申請で、申請人は昭和28年生まれですが、申請人が子供の頃には、既に自宅の出入り口として利用されており、曾祖父の代から使用されていたのではないかとのことです。

申請人が、平成30年に所有地の状況を確認したところ、申請地が農地であることが判明したため、今回の申請に及んだものです。

本来の自宅出入り口については、自宅東側の倉庫と作業場の間にあるようですが狭く出入りがしづらいうえに、接道が緩やかにカーブしており見通しが悪く出入り口として不向きなことから申請地を出入り口として使用せざるを得なかった状況にあります。

申請地は、昭和45年の都市計画法の線引き前から出入り口として使用していることが昭和36年の航空写真で確認できます。また、出入り口は、生活上欠かせないものであることから川越農林振興センターと協議したところ、現状のままで農地転用申請することはやむを得ないとの判断です。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、現地の追認申請であり新たな費用負担はなく、申請地の転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については、浸透処理となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 三芳野地区 高橋委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席1番 本来の出入り口は、自宅の東側の作業場と農業用物置との間にあるようですが、出入り口としては狭いうえに道路に面する東側は、既存の出入り口部分を除きブロック塀で囲まれており、あらためて出入り口を確保することは難しい状況であることから、小委員会では、追認による転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは採決を行います。

議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第31号は、許可相当と決定いたします。

議長 日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。

1から2番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の譲受人は、妻と子供の3人で川口市のアパートに住んでいますが、今年の6月に子供が生まれ生活用品が増え手狭になってきたため自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、勤務地の川口市まで通勤が可能であること、1人暮らしの祖母が近くに住んでおり、行き来がしやすいこと及び3台分の駐車スペースが確保できること等です。現地調査の結果、農地は適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の譲受人は、千代田の実家で両親と妻と子供の5人で生活していますが、来年の1月に2人目の子供が産まれる予定で、手狭になることから自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、勤務地の嵐山町まで車通勤が可能であること。近くに、保育施設、医療施設及び商業施設があり、子育てしやすいこと、両親及び姉が近くに住んでおりお互いに助け合えること及び3台分の駐車スペースが確保できること等です。現地調査の結果、農地は適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽から既設マスを経由し排水管への放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2号各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1 番 勝呂地区 森田推進委員 2 番 入西地区 齊藤委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席 19 番 1 番案件の譲受人は、川口市のアパートに住んでいますが、子供が生まれ手狭になったため、自己用住宅の建築を計画したものでございます。申請地の近くに祖母が一人暮らしをされており、祖母の面倒をみるため父親から申請地を借受け、住宅を建築するものです。小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席 11 番 2 番案件の譲渡人は、高齢のため庭畑で野菜を少し栽培する以外は、耕作はしていません。また、当該地は、3 棟区画で3 月より審議していただいている最後の区画です。転用に伴う近隣農地への影響はないと考えられますので、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第 32 号は、許可相当と決定いたします。

議 長 日程第 4 議案第 33 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程し、議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

生産緑地の買取り申出については、生産緑地法第 10 条第 1 項で、生産緑地に指定されてから 30 年経過後、第 2 項で、主たる従事者の死亡若しくは農業に従事することが不可能となる故障が生じた場合に行うことができるとされています。

なお、買取り申出をする場合、農業委員会による主たる従事者であった旨の証明書の添付が必要となります。本案件は、令和 2 年 1 月に主たる従事者が亡くなったため、につきい花みず木地内の生産緑地の買取り申出をするための証明願の申請がなされました。

現地については、いつでも耕作可能な状態で適正に管理されており申請については問題ないと考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1 番 大家地区 市川委員

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席3番 申請地では、主たる従事者と妻とでほうれん草やトウモロコシを栽培し販売所等に出荷しておりました。主たる従事者は、今年の1月に亡くなっておりますが、現地はいつでも作付けできるように管理されており、生産緑地として使用されていたことが確認できることから、小委員会では申請については問題ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案第33号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については、原案どおり証明することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第33号は、原案どおり証明することに決定いたします。

議長 日程第5 議案第34号 農用地利用集積計画(案)についてを上程し、議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 令和2年8月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。今月の申出は、一般分、新規1件、2筆、面積443.92㎡です。合意解約が4件ありましたが、利用集積面積に係るものが2件、7筆、面積6,177㎡ですので、9月1日設定後の利用集積面積は、2,703,776.15㎡となります。
次ページ以降に、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案第34号 農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。
よって、議案第34号は、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第6 議案第35号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを上程し、議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 本件は、暗渠管理設に係る中間管理事業を実施するため、中間管理機構に貸し付け、自ら借受けていた農地を、第三者の担い手へ転貸するための配分計画の変更です。ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案第 35 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見については、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第 35 号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答します。

議長 日程第 7 議案 36 号 農地利用最適化に係る施策等に関する意見書についてを上程し、議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的に実施するため必要があると認めるときは、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと規定されているため、市に対し、1. 遊休農地の発生防止及び解消について、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、3. 新規参入の促進について、4. その他の農業施策について意見書を提出するものです。

(詳細については、資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案 36 号 農地利用最適化の推進に係る施策に関する意見書については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第 36 号は、原案のとおり決定します。

なお、市長への意見書の提出につきましては、次回農業委員会の開催前に行いますので、各地区から 1 名の出席をお願いします。

議長 日程第 8 報告第 11 号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

(報告事項を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。

ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議長 続きまして、日程第 9 報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号に係る事業計画について事務局より説明してください。

事務局 事業計画について説明いたします。

(事業計画書説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議長 続きまして、次第4 その他について、事務局より説明してください。

事務局 その他について説明します。

(資料により説明)

議長 その他について、委員さんから何かございますか。

(意見なし)

議長 以上で、令和2年第8回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年8月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員